

広島県工作物アスベスト使用実態調査票 記入要領

● はじめに（ご回答にあたってのお願い）

1. 本調査において、「工作物」とは、調査対象工場・事業場の建築物以外の施設です。
例えば、ボイラ、自家発電設備、焼却炉、煙突、配管などがこれに該当します。
2. 廃業等により、施設を現在所有しない場合は、譲渡先等又は廃業後の施設の状況について調査票右下部の備考欄に記入してください。
3. 回答していただいた内容は、統計的に使用するものであって、個別情報を公表することはありません。また、本調査のとりまとめ結果については、広島県ホームページに掲載いたします。
4. 記入方法などの調査に関するお問い合わせは、調査受託機関である下記の財団法人 広島県環境保健協会までお願いします。

調査主体	お問い合わせ先（調査受託機関）
広島県環境県民局 環境部環境保全課	財団法人 広島県環境保健協会 企画開発センター 環境計画課 アンケート担当 電話番号：082-293-1505

ご回答が済みましたら、A3の桜色の調査票を同封の返信封筒に入れて返送してください。
（切手は不要です。）

恐れ入りますが、平成20年9月17日（水）までに調査票のご返送をお願いいたします。

● 調査の概要

1. 本調査は、工場・事業場のプラント等の工作物に耐火・保温・断熱等を目的として使用されているアスベストの使用実態を調査し、県内に現存するアスベスト使用量を把握するとともに、工作物の改修・更新の時期等から廃棄物発生量を予測し、今後のアスベスト対策の基礎資料を得ることを目的とするものです。
2. 本調査は広島県環境県民局環境部環境保全課が主体で行うものです。
3. 本調査は、調査票が送付された住所の工場・事業場のみを対象としています。
4. 平成 20 年 4 月 1 日時点における貴工場・事業場の工作物のアスベスト使用状況について、設問 1 から設問 3 まで記入してください。アスベストを使用している工作物がない場合でも、設問 1 と設問 2 「1. ばい煙発生施設等の概要」について記入し返送してください。また、平成 20 年 4 月 1 日時点で、既に廃止している施設であっても、撤去またはアスベスト除去を行っていない場合は、その内容を調査票に記入してください。
5. 提出された調査票の記入内容について、個別に問い合わせる場合もありますので、お手数ですがコピーを控えておいてください。

● 調査票の記入方法

設問 1 貴工場・事業場の概要について

回答に当たっては、記入欄の右上に記入年月日を記入してください。

①, ② 工場・事業場の名称, 工場・事業場の所在地

工場・事業場の名称と所在地を記入してください。

③, ④ 代表者, 記入者

工場・事業場の代表者及び記入者のそれぞれの職名、氏名、氏名のフリガナ、電話番号を記入してください。

⑤ 業種

次頁の表 1 から選択し、番号を記入してください。

⑥ 事業内容

具体的に記入してください。

⑦ 工場・事業場の形態

表 2 から選択し、番号を記入してください。「6. その他」の場合は、その内容を具体的に記入してください。

表 2 工場・事業場形態コード表

番号	工場・事業場の形態
1	工場
2	オフィスビル
3	学校
4	病院
5	ホテル・旅館
6	その他（内容を具体的に記入してください。）

表1 業種一覧表

大分類	番号	業種	大分類	番号	業種
農業、 林業	1	農業	卸売業、 小売業	5 0	各種商品卸売業
	2	林業		5 1	繊維・衣服等卸売業
漁業	3	漁業（水産養殖業を除く）		5 2	飲食料品卸売業
	4	水産養殖業		5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
採石業、 砂利採取業、 鋳業	5	鋳業、採石業、砂利採取業		5 4	機械器具卸売業
建設業	6	総合工事業		5 5	その他の卸売業
	7	職別工事業（設備工事業を除く）		5 6	各種商品小売業
	8	設備工事業		5 7	織物・衣服・身の回り品小売業
製造業	9	食料品製造業		5 8	飲食料品小売業
	1 0	飲料・たばこ・飼料製造業		5 9	機械器具小売業
	1 1	繊維工業	6 0	その他の小売業	
	1 2	木材・木製品製造業（家具を除く）	6 1	無店舗小売業	
	1 3	家具・装備品製造業	6 2	銀行業	
	1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	6 3	協同組織金融業	
	1 5	印刷・同関連業	6 4	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
	1 6	化学工業	6 5	金融商品取引業、商品先物取引業	
	1 7	石油製品・石炭製品製造業	6 6	補助的金融業等	
	1 8	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6 7	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
	1 9	ゴム製品製造業	6 8	不動産取引業	
	2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	6 9	不動産賃貸業・管理業	
	2 1	窯業・土石製品製造業	7 0	物品賃貸業	
	2 2	鉄鋼業	7 1	学術・開発研究機関	
	2 3	非鉄金属製造業	7 2	専門サービス業（他に分類されないもの）	
	2 4	金属製品製造業	7 3	広告業	
	2 5	はん用機械器具製造業	7 4	技術サービス業（他に分類されないもの）	
	2 6	生産用機械器具製造業	7 5	宿泊業	
	2 7	業務用機械器具製造業	7 6	飲食店	
	2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7 7	持ち帰り・配達飲食サービス業	
	2 9	電気機械器具製造業	7 8	洗濯・理容・美容・浴場業	
	3 0	情報通信機械器具製造業	7 9	その他の生活関連サービス業	
	3 1	輸送用機械器具製造業	8 0	娯楽業	
	3 2	その他の製造業	8 1	学校教育	
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	3 3	電気業	8 2	その他の教育、学習支援業
		3 4	ガス業	8 3	医療業
		3 5	熱供給業	8 4	保健衛生
		3 6	水道業	8 5	社会保険・社会福祉・介護事業
情報通信業	3 7	通信業	8 6	郵便局	
	3 8	放送業	8 7	協同組合（他に分類されないもの）	
	3 9	情報サービス業	8 8	廃棄物処理業	
	4 0	インターネット附随サービス業	8 9	自動車整備業	
	4 1	映像・音声・文字情報制作業	9 0	機械等修理業（別掲を除く）	
運輸業、 郵便業	4 2	鉄道業	サービス業（他に分類されないもの）	9 1	職業紹介・労働者派遣業
	4 3	道路旅客運送業		9 2	その他の事業サービス業
	4 4	道路貨物運送業		9 3	政治・経済・文化団体
	4 5	水運業		9 4	宗教
	4 6	航空運輸業		9 5	その他のサービス業
	4 7	倉庫業		9 6	外国公務
	4 8	運輸に附帯するサービス業	9 7	国家公務	
	4 9	郵便業（信書便事業を含む）	9 8	地方公務	
			業、不動産、 貸業、物品賃 業、専門・技術サ ビス業	9 9	分類不能の産業

⑧ 工場・事業場の建物延べ床面積

貴工場・事業場にある建物全ての延べ床面積の合計を記入してください。

⑨ 従業員数

平成20年4月1日現在の貴工場・事業場のみの従業員数を記入してください。従業員数は常時使用されている数とし、次の資料を参考に記入してください。

＜参考資料＞従業員数の考え方

期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、平成20年2月・3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者、他からの派遣者（出向者）、別事業者からの下請け労働も含まれます）。

⑩ 製造品出荷額等

工場のみ記入してください。平成19年1月1日から平成19年12月31日までの貴工場における製造品出荷額等（加工賃収入額、修理料収入額を含む。）を記入してください。他所に工場がある場合でも、貴工場分のみを記入してください。

設問2 大気汚染防止法等に定めるばい煙発生施設及び広島県生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設の概要、アスベスト使用状況、改修・更新予定について

工作物の施設ごとに記入してください。工作物が7施設以上ある場合は、お手数ですが、調査票をコピーして、お使いください。「1. ばい煙発生施設等の概要について」は、ばい煙発生施設等の設置届の内容を記入してください。

回答は、設計図書類の調査、現場目視（銘板等）、維持管理会社、製造メーカー等へのヒアリング、過去の分析調査結果等により、記入してください。

なお、アスベストは飛散性が高い吹付け材から比較的低い成形板まで、すべてを対象とします。

1 ばい煙発生施設等の概要について

⑪ 工作物番号

工場・事業場内にある調査対象施設全てに通し番号を付けて、その番号を工作物番号として記入してください。

⑫ 施設区分

工作物の施設区分を表3から選んで、番号を記入してください。

表3 施設区分

番号	区 分
1	大気汚染防止法第2条第2項に規定する「ばい煙発生施設」(電気事業法、ガス事業法の施設を除く。)
2	大気汚染防止法第2条第2項に規定する「ばい煙発生施設」のうち、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物
3	大気汚染防止法第2条第2項に規定する「ばい煙発生施設」のうち、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
4	鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する施設で、大気汚染防止法のばい煙発生施設に相当する施設
5	広島県生活環境の保全等に関する条例第2条第6項に規定するばい煙関係特定施設

⑬ 施設種類

工作物の施設種類を表4から選んで、番号を記入してください。

表4 施設種類

区分	番号	施設種類	区分	番号	施設種類
大気汚染防止法等定めるばい煙発生施設	1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気汚染防止法等定めるばい煙発生施設	26	鉛系顔料製造用溶解炉，反射炉，反応炉及び乾燥施設
	2	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉		27	硝酸製造用吸収施設，漂白施設及び濃縮施設
	3	金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉		28	コークス炉
	4	金属精錬用溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。），転炉及び平炉		29	ガスタービン
	5	金属精製又は鑄造用溶解炉		30	ディーゼル機関
	6	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉		31	ガス機関
	7	石油製品，石油化学製品又はコールタール製品製造用加熱炉		32	ガソリン機関
	8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔，石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉		33	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉
	9	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉		34	金属精製又は鑄造用溶解炉
	10	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉	35	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品熱処理用加熱炉	
	11	乾燥炉	36	石油製品，石油化学製品又はコールタール製品製造用加熱炉	
	12	製鉄，製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用電気炉	37	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
	13	廃棄物焼却炉	38	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	
	14	銅，鉛又は亜鉛精錬用焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む。），溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。），転炉，溶解炉及び乾燥炉	39	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉	
	15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用乾燥施設	40	乾燥炉	
	16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	41	鉍酸製造用吸収施設	
	17	塩化第二鉄製造用溶解槽	42	石油精製若しくは加工又は石油化学製品製造用硫酸洗浄施設及び廃ガス廃棄施設	
	18	活性炭製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）反応炉	43	金属精錬又は加工用電解施設，電気めっき施設及び酸洗浄施設	
	19	化学製品製造用塩素反応施設，塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	44	機械製造又は加工用電気めっき施設及び酸洗浄施設	
	20	アルミニウム製錬用電解炉	45	有機薬品製造用精製施設及び加工施設	
	21	燐，燐酸，燐酸質肥料又は複合肥料製造用（原料として燐鋳石を使用するものに限る。）反応施設，濃縮施設，焼成炉及び溶解炉	46	無機薬品製造用精製施設及び加工施設	
	22	弗酸製造用凝縮施設，吸収施設及び蒸溜施設（密閉式を除く。）	47	たんぱく質の加水分解による食料品又は医薬品製造用分解施設	
	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用（原料として燐鋳石を使用するものに限る。）反応施設，乾燥炉及び焼成炉	48	化学繊維又はビスコース製品製造用紡糸施設	
	24	鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管，板若しくは線製造用溶解炉	49	合成樹脂製造若しくは加工又は天然樹脂加工用の反応施設，熱処理施設及び乾燥施設	
	25	鉛蓄電池製造用溶解炉			
			広島県生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設		

⑭ **工作物の設置年月**

工作物の設置年月を西暦年で記入してください。

⑮ **機器名称**

工作物の名称を記入してください。

⑯ **機器製造会社名**

工作物の製造会社名を記入してください。

⑰ **型式**

工作物の型式を記入してください。

⑱ **大気汚染防止法等に定める規模区分**

工作物の該当する施設規模区分を表5から選んで、番号を記入してください。ボイラについては「1. 伝熱面積」を選択してください。

表5 施設規模区分

番号	区 分	単 位	番号	区 分	単 位
1	伝熱面積	m ²	7	焼却能力	kg/h
2	燃料の燃焼能力（重油換算）	ℓ/h	8	乾燥施設の容量	m ³
3	原料の処理能力	t/h	9	電流容量	KA
4	火格子面積又は羽口面断面積	m ²	10	ポンプの動力	kW
5	変圧器の定格容量	KVA	11	合成・漂白・濃縮能力	kg/h
6	触媒に付着する炭素の燃焼能力	kg/h			

⑲ **大気汚染防止法等に定める施設規模**

工作物の施設規模について、規制に係る届出値を、⑱で選んだ施設規模区分の単位により記入してください。ボイラについては伝熱面積を記入してください。

⑳ **排出ガス量**

工作物から排出される1時間当り最大排出ガス量（湿り）について、届出値を記入してください。単位は、Nm³/hで記入してください。

届出値がわからない場合は、1時間当り通常排出ガス量（湿り）について、実測値の平均値を記入してください。集合施設の場合は、能力で按分して記入してください。

2 **アスベスト使用状況**

㉑ **アスベスト使用部位の形状**

アスベスト使用部位の形状を表6から選んで、番号を記入してください。なお、現在でもジョイントシート、ガスケット、グランドパッキン等のうち一部で使用されているものがあります。（厚生労働省ホームページ参照）

表6 アスベスト使用部位の形状

番号	形状
1	吹付け材
2	保温材（断熱材）
3	耐火被覆材
4	不定形耐火材（キャストブル等）
5	成形板
6	その他（ガスケット、パッキン等）

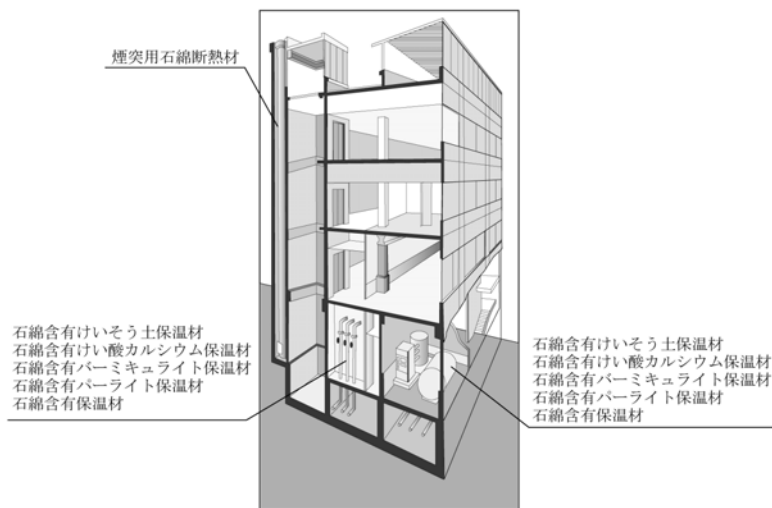


図1 アスベスト使用部位の例（オフィスビル）
〔出典：目で見えるアスベスト建材（第二版），国交省に加筆〕

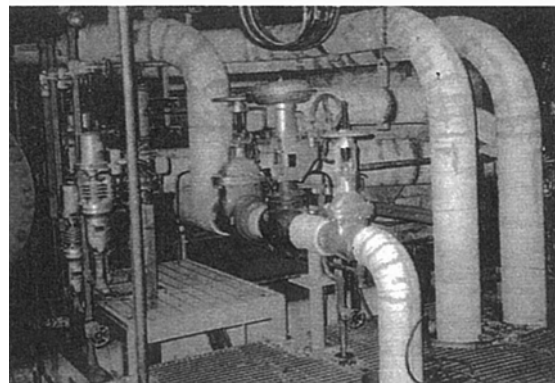


図2 アスベスト使用部位の例
（配管に施工の保温材）
〔出典：（財）石綿協会資料〕

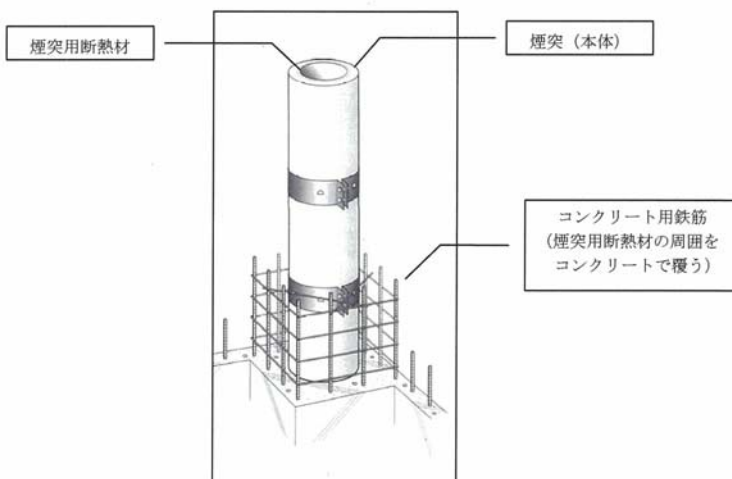


図3 アスベスト使用部位の例（煙突に施工の断熱材）
〔出典：環境省資料〕

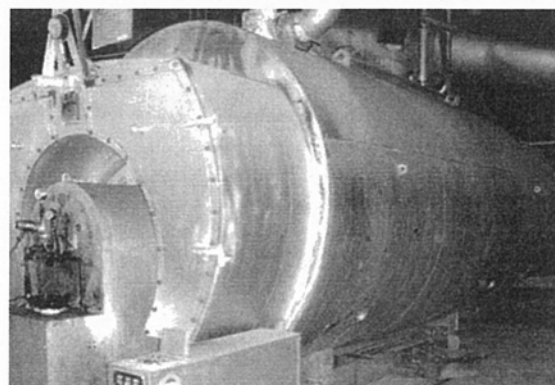


図4 アスベスト使用部位の例
（ボイラに施工の保温材）
〔出典：（財）石綿協会資料〕

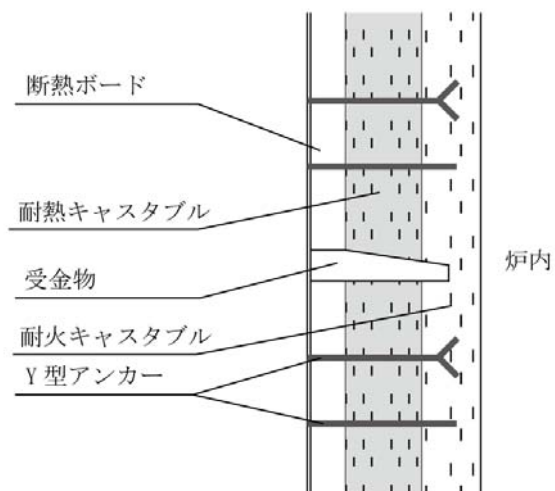


図5 アスベスト使用部位の例
（炉に施工の不定形耐火材（キャストブル））
〔出典：環境省資料〕

不定形耐火材（キャストブル）は、耐火骨材に耐火性セメントや特殊結合材を配合した粉末状の製品です。使用の際には、水を加えて施工します。

鋼板製煙突の筒身を高温の酸性ガスより保護するための内部ライニング材や、焼却炉やボイラなどの断熱炉材として使用されます。

② 製品製造会社名

アスベスト使用部位の製品製造会社名を表7から選んで、番号を記入してください。「30. その他」の場合は、製品製造会社名を記入してください。

表7 製品製造会社名

番号	生産時の製造会社名	現在の製造会社名
1	浅野スレート	エーアンドエーマテリアル
2	朝日石綿工業	エーアンドエーマテリアル
3	旭硝子	旭硝子セラミックス
4	大阪パッキング製造所	日本インシュレーション
5	小野田化学工業	小野田化学工業
6	神島化学工業	神島化学工業
7	佐渡島	大橋化学工業
8	品川白煉瓦	品川白煉瓦
9	スチライト工業	スチライト工業
10	耐火被覆工業協同組合	耐火被覆工業協同組合
11	東興建設	東興建設
12	東京ニックウール	不明
13	東和耐火	東和耐火
14	内外アスベスト	ナイガイ
15	日東紡績	日東紡
16	日本アスベスト, 日本石綿	ニチアス
17	日本ゴム	アサヒゴム
18	日本セメント	太平洋マテリアル
19	日本プライブリコ	日本プライブリコ
20	日本リンペット工事(株)	日本バルカー工業
21	ノザワ	ノザワ
22	平和アスベスト	不明
23	三井金属鉱業	三井金属鉱業
24	三菱セメント建材	三菱マテリアル建材
25	日本リンペット工事(株)	日本バルカー工業
26	明星工業	明星工業
27	八幡化学工業	日本ロックウール
28	和久産業	和久産業
29	A B C 商会	エービーシー商会
30	その他(製造会社名を記入してください。)	

[出典：廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル，平成18年3月，環境省]

㉓ 製品名

アスベスト使用部位の製品名を表8から選んで、番号を記入してください。「48. その他」の場合は、製品名を記入してください。

製品名は工作物に多く使用されていると考えられる保温材（断熱材）、耐火被覆材等について示しています。

表8 製品名

アスベスト使用部位の形状 (表6の分類)	一般名	番号	製品名	
2. 保温材 (断熱材)	石綿保温材	1	スポンジボード, スポンジカバー	
		2	カボサイト	
		3	珪藻土保温材1号	
		4	三井パーライト保温材	
		5	パーミキュライト保温材	
	水練り保温材	6	85%マグネシヤ保温材	
		7	高熱コムパウンド	
		8	耐熱コムパウンド	
		9	シリカライト塗材	
		10	ハードセッティングセメント	
		11	遮音ハードセメント	
		12	クイックラグ	
		13	ハードブラスター	
		14	シャモット保温材	
		石綿含有けい酸カルシウム板第二種	15	キャスライトH
			16	キャスライトL
			17	ケイカライト, ケイカライトL
			18	ダイアスライトE
	19		カルシライト一号・二号	
	20		ソニックライト一号・二号	
	21		タイカライト一号	
	22		タイカライト一二号	
	23		タイカライトコラム	
	24		サーモボードL	
	煙突用断熱材	25	ヒシライト	
		26	リフボード	
		27	ミュージライト	
		28	カボスタック	
29		ニューカボスタック		
30		ハイスタック (丸型)		
31		ハイスタック (角型)		
3. 耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	32	トムボード	
		33	プロペストボード	
		34	リフライト	
		35	サーモボード	
		36	コーベックスマット	
		4. 不定形耐火材 (キャスト等)	不定形耐火材	37
38	STR-100X			
39	STR-100XL			
40	LW-9G			
41	TS-70			
42	LCT-30			
43	エアライトアストロライト			
44	LC-7, LC-RMG			
45	RACシリーズ			
6. その他	石綿含有目地材			46
		47	リトフレックスKG-25	
	その他	48	その他 (製品名を記入してください。)	

[出典：廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル，平成18年3月，環境省]

㉔ 製造時期

アスベスト製品の製造時期を西暦年で記入してください。

㉕ アスベスト使用部位の体積

アスベスト使用部位の体積を、本体、煙突、煙道、配管、その他に分けて記入してください。その他については、内容を詳しく記入してください。次頁の記入例を参考に記入してください。ガスケットやパッキン等については、直径と施工箇所数を記入してください。

<記入例>

2. アスベスト使用状況								
㉑ アスベスト使用部位の形状	㉒ 製品製造会社名	㉓ 製品名	㉔ 製造時期	㉕ アスベスト使用部位の体積 (m ³)				
				本体	煙突	煙道	配管	その他 ()
			年					
			年					
			年					

ボイラ、焼却炉等の本体
内部に面積 3 m²、厚さを 10 cm の不定形耐火材を施工している。
→ $3 \times 0.1 = 0.3 \text{ m}^3$

煙突
直径 60 cm、高さ 20 m の煙突に厚さ 50 mm の煙突用断熱材が施工されている。
→ $0.6 \times 3.14 \times 20 \times 0.05 = 1.88 \text{ m}^3$

煙道・配管
直径 250mm、延長 5m、厚さ 20mm の蒸気配管の周囲に保温材が施工されている
→ $0.25 \times 3.14 \times 5 \times 0.020 = 0.08 \text{ m}^3$

その他
直径 250mm のガスケットが 10 箇所施工されている。
→直径 250mm × 10 (直径と箇所数のみ記入してください)

3 改修・更新予定

㉖ 改修・更新計画の有無

表 9 から選んで、番号を記入してください。

表 9 改修・更新計画の有無

番号	改修・更新計画の有無
1	改修・更新計画がある
2	改修・更新計画はない
3	アスベスト除去対策済み (除去)
4	アスベスト除去対策済み (封じ込め, 囲い込み)
5	改修・更新計画は未定

㉗ 改修・更新時期

㉖で「1 ある」と答えた方は、改修・更新の予定時期を西暦年で記入してください。

㉘ 改修・更新の理由

㉖で「1 ある」と答えた方は、改修・更新の理由を表 10 から選んで、番号を記入してください。

表 10 改修・更新計画の理由

番号	改修・更新計画の理由
1	定期改修・更新
2	アスベスト対策
3	アスベスト対策以外の緊急性を要する対策を講じるため
4	その他 (理由を具体的に記入してください。)

設問 3 ばい煙発生施設及びばい煙関係特定施設以外の工作物のアスベスト使用状況、改修・更新予定について

工作物の施設ごとに記入してください。工作物が 7 施設以上ある場合は、お手数ですが、調査票をコピーして、お使いください。

回答は、設計図書類の調査、現場目視 (銘板等)、維持管理会社、製造メーカー等へのヒアリング、過去の分析調査結果等により、記入してください。

なお、アスベストは飛散性が高い吹付け材から比較的低い成形板まで、すべてを対象とします。

㉑ 工作物番号

設問2の①と同様に、工場・事業場内にある調査対象施設全てに通し番号を付けて、その番号を工作物番号として記入してください。

㉒ アスベストを使用している工作物の名称

アスベストを使用している工作物の名称を記入してください。回答にあたっては、表11「施工部位と使用目的別のアスベスト工業製品の関係」等を参考にしてください。

<例> 冷却塔、クレーンやエレベーター等のブレーキ、過去にばい煙発生施設であったが、廃止後、未撤去のもの

表11 施行部位と使用目的別のアスベスト工業製品の関係

○使用可能性の高いもの

材料	成形保温材				副資材		ガスケット						グラウンドパッキン	紡織品他								
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	石綿含有けいそう土保温材	石綿保温材	石綿含有パーライト保温材	石綿含有バーミキュライト保温材	石綿含有炭マグ保温材	石綿含有水練り保温材	石綿含有接着剤	石綿ジョイントシート	うず巻き形ガスケット	包みガスケット	石綿ゴム引きガスケット	石綿含有スラグせつこう板	石綿含有押出成形セメント板	石綿丸打・角打パッキン	石綿プラスティックパッキン	石綿布	石綿テープ	石綿糸・紐	石綿含有窯業サイディング材	電気絶縁用石綿セメント板	ディスクロール用石綿板
加熱装置	断熱材	○	○	○	○	○	○										○	○	○			
	布団			○													○	○	○			
	マンホールパッキン										○				○			○	○			
	ドアシール材										○			○	○			○	○			
	カーテン																○	○	○	○		
	搬送ロール																					○
配管系	直管・エルボ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
	バルブ・フランジ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○						
	ポンプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○						
	ダクト								○		○						○	○	○			
	伸縮継手(空調ダクト等)								○		○						○	○	○			
ボイラ系	ボイラ	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○			
	タービン	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○			
	補機(覆水機・加熱機等)	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○			
	排ガス処理設備	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○			
その他	焼却炉	○	○	○	○	○		○	○								○	○	○			
	配電盤																					○

[出典：既存建築物における石綿使用の事前診断管理指針 Ver2.2 HP版 平成20年2月 石綿協会より]

㉓ アスベスト使用部位

アスベストを使用している部位を記入してください。

㉔ アスベスト使用部位の形状

設問2の②と同様。

㉕ アスベスト使用部位の体積

設問2の⑤と同様に、アスベストが使用されている部位の体積を記入してください。単位は、m³で記入してください。

㉔ 改修・更新計画の有無

設問2の㉒と同様。

㉕ 改修・更新時期

設問2の㉓と同様。

㉖ 改修・更新の理由

設問2の㉔と同様。

● アスベスト対策関連参考資料

	番号	資料名
既存施設でのアスベスト使用有無の把握・除去について	1	目で見えるアスベスト建材（第2版），平成20年4月，国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html
	2	既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（Ver2.2），平成20年2月，（社）日本石綿協会 http://www.jaasc.or.jp/ （トップページ→石綿含有建築物・工作物の解体）
	3	吹き付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について（環境省 地方自治体向け手引き），平成13年3月，環境省 http://www.pref.kumamoto.jp/eco/asbestos/panf/haaku.pdf
	4	改訂 既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術・同解説2006，平成18年10月，（財）日本建築センター
	5	吹き付け石綿等に関する 建築物の点検の手引，平成18年10月，広島県 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/a/topics/170719asbest/tebiki180926.pdf
	6	建築物アスベスト点検と関係法令の手引き，平成20年3月，広島県 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/a/topics/170719asbest/jigyoshapanf080319.pdf
	7	アスベスト対策ガイド，平成20年1月，広島県 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/a/topics/170719asbest/gaido.pdf
解体時等の飛散・ばく露防止について	8	建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について，平成17年11月，建築物の解体等における飛散防止検討会（環境省） http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=7454&hou_id=6604
	9	建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について（環境省 事業者向け手引き），平成13年3月，環境省 http://www.joshrc.org/files/20010301-003.pdf
	10	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル，平成18年3月，環境省（廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会） http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_wtd/
	11	建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル，平成19年2月，建設業労働災害防止協会
	12	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007，平成19年6月，（社）日本作業環境測定協会 http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
	13	建築物解体等に伴う石綿の飛散を防止するために（関係法令の手引），平成18年3月，広島県 http://61.122.3.2/eco/a/topics/170719asbest/jigyousyapanf.pdf
廃棄物対策について	14	石綿含有廃棄物等処理マニュアル，平成19年3月，環境省 http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/
	15	非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針，平成17年3月，環境省 http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf
参考ホームページ	16	E C Oひろしま（広島県の環境情報サイト） http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/a/topics/170719asbest/index.htm
	17	社団法人日本石綿協会 http://www.jaasc.or.jp/
	18	環境省：石綿（アスベスト）問題への取組をご案内します http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html
	19	国土交通省：アスベスト問題への対応について http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html
	20	厚生労働省：アスベスト（石綿）情報 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html